

桑名市告示第105号

桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の都道府県耐震改修促進計画及び同法第6条第1項の市町村耐震改修促進計画をいう。）に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、耐震対策を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 耐震改修促進法第12条第1項に規定する技術指針事項（以下「技術指針事項」という。）に基づき実施する耐震診断をいう。
- (2) 補強設計 耐震診断の結果に基づき、建築物等の地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修の設計をいう。
- (3) 耐震改修 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。
- (4) 避難路 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により建築物耐震改修促進計画に記載された道路のうち本市の区域の道路をいう。
- (5) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (6) 避難路沿道建築物 耐震改修促進法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物として、その敷地が避難路に接する通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物をいう。
- (7) 対象建築物 避難路沿道建築物のうち、次の要件を満たすものをいう。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築基準法令の規定に違反していないもの（耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定による耐震関係規定以外の建築基準法令の規定に違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）
  - イ 耐震診断が実施されていないもの又は耐震診断の結果が不明であるもの
  - ウ 国、地方公共団体その他これらに類するもの以外が所有するもの
- (8) 補助事業 この告示に基づく補助金を受けて実施する対象建築物の所有者に対する耐震対策の補助事業をいう。

(補助対象)

第3条 前条第8号に定める補助事業の対象は、次の当該各号にそれぞれ適合するものでなくてはならない。

- (1) 耐震診断
  - ア 対象建築物の所有者が、平成33年3月31日までに耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に行わせる耐震診断とする。
  - イ 耐震診断は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が技術指針事項の一部（平成18年国土交通省告示第184号別添第1第1号又は第2号をいう。以下同じ。）に基づき判定した耐震診断でなければならない。
- (2) 補強設計
  - ア 対象建築物の所有者が、平成34年3月31日までに耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に行わせる補強設計であること。
  - イ 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が技術指針事項の一部に基づき判定した補強設計であること。
  - ウ 補強設計の内容が、地震に対する安全性を評価した結果、地震に対して安全な構造である

こと。

(3) 耐震改修

ア 対象建築物の所有者が、平成34年3月31日までに着手した耐震改修であること。

イ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。

ウ 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が技術指針事項の一部に基づき判定された耐震改修の計画による耐震改修であること。

(補助率及び補助金の額)

第4条 前条各号で定める補助事業に要する費用の補助率及び補助金の額は、別表第1(あ)欄に掲げる耐震対策の区分に応じ、同表(い)欄及び同表(う)欄に定める額を限度とする。

2 前項に定める費用のほかに、耐震診断及び補強設計にあつては、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。

3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請及び交付決定)

第5条 別表第2(あ)欄に掲げる耐震対策の補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2(あ)欄に掲げる耐震対策の区分に応じ同表(い)欄に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。その提出部数は1部とする。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(計画の変更等)

第6条 申請者は、補助金額の変更をするときは、あらかじめ避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画遅滞等報告書(様式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第6号)により申請者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画廃止(中止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、避難路沿道建築物耐震対策補助事業完了実績報告書(様式第8号)に別表第3(あ)欄に掲げる耐震対策の区分に応じ同表(い)欄に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は事業の完了の日に属する会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金支払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者が前項の補助金を請求するにあたり、その請求及び受領について、耐震対策を実施した建

築事務所等（以下「耐震対策事業者」という。）に委任する場合は、避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金支払請求書に、代理請求及び代理受領委任状（様式第11号）を添付しなければならない。この場合において、前項中「申請者は」とあるのは「耐震対策事業者は」と読み替えるものとする。（補助金の取り消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整理等）

第13条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（あ）耐震対策の区分	（い）補助率	（う）補助金
耐震診断	耐震診断に係る1棟当たりの額は、耐震診断に要する費用の6分の5以内とする。	ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内 ただし、耐震診断に要する費用が134,000円/戸を超える一戸建て住宅にあっては、耐震診断に要する費用から22,000円を減じて得た額以内とする。
補強設計	補強設計に係る1棟当たりの補助金の額は、補強設計に要する費用の3分の2以内とする。	ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内
耐震改修	耐震改修（天井の耐震改修工事費を除く。）に係る1棟当たりの補助金の額は、耐震改修に要する費用の5分の2以内とする。	ア 住宅（マンションを除く。）は33,500円/㎡ イ マンションは49,300円/㎡ ウ 建築物は50,300円/㎡ ただし、イ又はウで免震工法等特殊な工法による場合は82,300円/㎡を限度とする。

別表第2（第5条、第6条関係）

（あ）耐震対策の区分	（い）添付する図書
耐震診断	(1) 事業計画書（様式第1号 別紙1） (2) 収支予算書（様式第1号 別紙2） (3) 耐震診断見積書（補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの） (4) 耐震診断を行う者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者

	<p>であることを証する書類の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
補強設計	<p>(1) 事業計画書（様式第1号 別紙1）</p> <p>(2) 収支予算書（様式第1号 別紙2）</p> <p>(3) 補強設計費用の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）</p> <p>(4) 耐震診断書の写し</p> <p>(5) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、補強設計の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）</p> <p>(6) 建築物の登記事項証明書（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）</p> <p>(7) 付近見取図、配置図、平面図、断面図（階数がわかるもの）</p> <p>(8) 建築物外観写真（対象建築物がわかるもの）</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>
耐震改修	<p>(1) 事業計画書（様式第1号 別紙1）</p> <p>(2) 収支予算書（様式第1号 別紙2）</p> <p>(3) 耐震改修費用の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）</p> <p>(4) 耐震診断書の写し</p> <p>(5) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書</p> <p>(6) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震改修の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）</p> <p>(7) 建築物の登記事項証明書（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）</p> <p>(8) 付近見取図、配置図、平面図、断面図（階数がわかるもの）</p> <p>(9) 建築物外観写真（対象建築物がわかるもの）</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>

別表第3（第8条関係）

(あ) 耐震対策の区分	(い) 添付する図書
耐震診断	<p>(1) 対象建築物の事業実施報告書（様式第8号 別紙1）</p> <p>(2) 耐震診断結果報告書（様式第8号 別紙2）</p> <p>(3) 耐震診断契約書及び領収書の写し（補助金の請求及び受領について委任する場合にあつては、「領収書の写し」を「補助事業完了明細書（様式第8号 別紙5）」とする）</p> <p>(4) 耐震診断書の写し</p> <p>(5) 耐震判定書の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
補強設計	<p>(1) 対象建築物の事業実施報告書（様式第8号 別紙1）</p> <p>(2) 補強設計結果報告書（様式第8号 別紙3）</p> <p>(3) 補強設計契約書及び領収書の写し（補助金の請求及び受領について委任する場合にあつては、「領収書の写し」を「補助事業完了明細書（様式第8号 別紙5）」とする）</p> <p>(4) 補強設計図（配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図、改修特記仕様書）</p> <p>(5) 耐震判定書の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
耐震改修	<p>(1) 対象建築物の事業実施報告書（様式第8号 別紙1）</p> <p>(2) 建築士による適合確認書（様式第8号 別紙4）</p> <p>(3) 物件の写真（耐震改修工事の実施箇所が特定できる工事写真等）</p> <p>(4) 請負契約書の写し</p>

	<p>(5) 施工業者等からの請求書の写し又は領収書の写し（補助金の請求及び受領について委任する場合にあつては、「領収書の写し」を「補助事業完了明細書（様式第1号 別紙5）」とする）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
--	---

年 月 日

（宛先）桑名市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付申請書

桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業を実施したいので、補助金 円の交付について、桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象建築物の名称

2 対象建築物の住所

桑名市

3 耐震対策事業の区分

耐震診断

補強設計

耐震改修

4 事業着手及び完了予定日

年 月 日から

年 月 日

備考 1 欄は、対象にチェック☑をしてください。

2 関連書類として桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱別表第 2 に規定する書類を添付してください。

別紙1（第5条、第6条関係）

事業計画書（当初・変更）

1 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 桑名市
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3 事業に要する経費

耐震診断

項 目	金額欄
	(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
①実際に耐震診断に要する費用	円
②耐震診断に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率5／6】（③' 以外の場合）	円
③' 補助限度額【①と②の低い方－22,000円】（①と②の低い方の額が134,000円／戸を超える一戸建て住宅の場合）	円
④補助申請額	円

補強設計

項 目	金額欄
	(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
①実際に補強設計に要する費用	円
②補強設計に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率2／3】	円
④補助申請額	円

耐震改修

項 目	金額欄
	(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
①実際に要する耐震改修工事費	円
②耐震改修工事費の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率2／5】	円
④補助申請額	円

※費用の上限額について

耐震対策の区分	対象建築物	費用の上限額
耐震診断 補強設計	2,000m <sup>2</sup> 超の建築物	(対象建築物の延べ面積-2,000m <sup>2</sup> )×1,030円/m <sup>2</sup> +1,000m <sup>2</sup> ×1,540円/m <sup>2</sup> +1,000m <sup>2</sup> ×3,600円/m <sup>2</sup> (※)

	1,000㎡超～2,000㎡以下の建築物	$(\text{対象建築物の延べ面積}-1,000\text{㎡}) \times 1,540\text{円}/\text{㎡} + 1,000\text{㎡} \times 3,600\text{円}/\text{㎡}^{(*)}$
	1,000㎡以下の建築物	$(\text{対象建築物の延べ面積}) \times 3,600\text{円}/\text{㎡}^{(*)}$
	※設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。	
耐震改修	住宅(マンションを除く。)	33,500円/㎡
	マンション	49,300円/㎡ <sup>(※)</sup>
	建築物	50,300円/㎡ <sup>(※)</sup>
	※免震工法等特殊な工法による場合は82,300円/㎡	

#### 4 診断者又は補強設計者

氏名	
住所	
電話番号	
資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	事務所名 ( ) ( ) 知事登録 第 号
講習会修了番号	

別紙2（第5条、第6条関係）

収支予算書（当初・変更）

収入の部

区 分	金 額	備 考
合 計		

支出の部

区 分	金 額	備 考
合 計		

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。





様

桑名市長

印

避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました、下記の対象建築物に関する避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地  
桑名市
- 3 耐震対策事業の区分  
耐震診断 補強設計 耐震改修
- 4 変更後の補助金交付決定額 円
- 5 その他

（宛先）桑名市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた避難路沿道建築物耐震対策補助事業の計画について、下記のとおり事業の遅滞が生じたので桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により報告します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地  
桑名市
- 3 耐震対策事業の区分  
耐震診断    補強設計    耐震改修
- 4 遅滞等の内容
- 5 遅滞等の理由

備考 欄は、対象にチェック☑をしてください。

様

桑名市長

印

指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、下記の対象建築物に関する避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画遅滞等報告書について桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり指示します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地  
桑名市
- 3 耐震対策事業の区分  
耐震診断 補強設計 耐震改修
- 4 指示の内容

（宛先）桑名市長

申請者  
住 所  
氏 名 印  
（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

避難路沿道建築物耐震対策補助事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた避難路沿道建築物耐震対策補助事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地  
桑名市
- 3 耐震対策事業の区分  
耐震診断    補強設計    耐震改修
- 4 廃止（中止）の理由

備考 欄は、対象にチェック☑をしてください。



別紙1（第8条関係）

対象建築物の事業実施報告書

1 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 桑名市
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3 事業に要する経費

耐震診断

項 目	金額欄
	(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
①実際に耐震診断に要する費用	円
②耐震診断に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率5／6】（③' 以外の場合）	円
③' 補助限度額【①と②の低い方－22,000円】（①と②の低い方の額が134,000円／戸を超える一戸建て住宅の場合）	円
④補助申請額	円

補強設計

項 目	金額欄
	(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
①実際に補強設計に要する費用	円
②補強設計に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率2／3】	円
④補助申請額	円

耐震改修

項 目	金額欄
	(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
①実際に要する耐震改修工事費	円
②耐震改修工事費の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率2／5】	円
④補助申請額	円

※費用の上限額について

耐震対策の区分	対象建築物	費用の上限額
耐震診断 補強設計	2,000㎡超の建築物	(対象建築物の延べ面積-2,000㎡)×1,030円/㎡+1,000㎡×1,540円/㎡+1,000㎡×3,600円/㎡ <sup>(※)</sup>
	1,000㎡超～2,000㎡以下の建築物	(対象建築物の延べ面積-1,000㎡)×1,540円/㎡+1,000㎡×3,600円/㎡ <sup>(※)</sup>
	1,000㎡以下の建築物	(対象建築物の延べ面積)×3,600円/㎡ <sup>(※)</sup>
	※設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。	
耐震改修	住宅(マンションを除く。)	33,500円/㎡
	マンション	49,300円/㎡ <sup>(※)</sup>
	建築物	50,300円/㎡ <sup>(※)</sup>
	※免震工法等特殊な工法による場合は82,300円/㎡	

4 事業期間

事業着手	年	月	日
完了	年	月	日

5 今後の予定

耐震診断

耐震補強設計	予定期間	年	月	日	～	年	月	日
	耐震補強設計に要する費用							
	千円(概算)							
耐震改修	予定期間	年	月	日	～	年	月	日
	耐震改修に要する費用							
	千円(概算)							

補強設計

耐震改修	予定期間	年	月	日	～	年	月	日
	耐震改修に要する費用							
	千円(概算)							

6 違反是正(耐震改修に限る)

建築基準法の違反是正状況(耐震関係規定以外)

違反内容	是正内容

耐震診断結果報告書

1 耐震診断者の概要

診断者氏名	
診断者住所	
電話番号	— —
資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	事務所名 ( ) ( ) 知事登録 第 号
講習会修了番号	

2 診断年月日

診断年月日	年 月 日
-------	-------

3 耐震診断の方針

--

4 耐震診断結果の概要

--

補強設計結果報告書

1 補強設計者の概要

設計者氏名	
設計者住所	
電話番号	— —
資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	事務所名 ( ) ( ) 知事登録 第 号
講習会修了番号	

2 補強計画策定年月日

補強計画策定年月日	年 月 日
-----------	-------

3 補強設計の方針

--

4 補強設計の概要

--

別紙4（第8条関係）

建築士による適合確認書

当該報告にかかる建築物の整備内容と交付申請書に記載されている建築物の設計内容の適合状況は、次のとおりであることを証明する。

（ ） 建築士 （ ） 登録 第 号  
 建築士の氏名 印

1 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	
用途	
構造・階数	

（注）別紙1「対象建築物の事業実施報告書」に記載されている概要を記載すること。

2 適合状況

交付申請書に記載されている耐震改修工事内容と、実際の耐震改修工事内容の適合確認（確認し☑を記入）	<input type="checkbox"/> （1）現地において、耐震改修工事の状況及び耐震改修工事が完了していることを確認している。
	<input type="checkbox"/> （2）その上で交付申請書※に記載されている耐震改修工事内容と、実際の耐震改修工事内容が適合していることを確認している。 （※交付変更申請を行った場合は、最終の申請書）
	<input type="checkbox"/> （3）【物件の写真】の耐震改修工事前・施工中・工事完了後の耐震改修工事箇所の写真について、実際の耐震改修工事箇所のものであることを確認している。

上記（2）で適合が確認されない場合、次の内容を確認すること。

（4）交付申請時※からの設計変更の有無 （※変更承認申請を行った場合は最終申請時）	有・無
（5）耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に関する変更の有無	有・無

（注）少なくとも、建築基準法第6条第1項に定める「建築物の計画変更の内容」および完了検査申請書「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載した事項がある場合は、（1）については「有」とすること。

上記（5）で「有」を選択した場合、次の内容を記載すること。

耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容	変更の概要	耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に影響を与えないと判断した理由

年 月 日

補助事業完了明細書

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

私は、補助金額が確定した後、耐震対策に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の耐震診断事業者へ支払います。

なお、差引金額を支払った後、補助金の請求については、同耐震対策事業者が行います。

記

耐震対策事業者

所在地	
会社名	
代表者名	



（宛先）桑名市長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金支払請求書

桑名市避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 対象建築物の名称

2 対象建築物の所在地

桑名市

3 耐震対策事業の区分

耐震診断 補強設計 耐震改修

4 支払い請求額

円

5 振込先

振込先	金融機関名	本・支店名	種別	口座番号（右づめ）						
		銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所	普通 当座						
	フリガナ									
	口座名義人									

備考 欄は、対象にチェック☑をしてください。

（宛先）桑名市長

申請者  
住 所  
氏 名 印  
（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

代理請求及び代理受領委任状

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた桑名市避難路沿道  
建築物耐震対策事業費補助金（金 円）の請求及び受領について、下記のとおり委任しま  
す。

記

委任者（申請者） 住 所  
氏 名 印

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（耐震対策事業者） 所 在 地  
会 社 名  
代表者名 印

（お願い）

・委任者の方へ

この委任状は、補助金の額の確定後に受任者へお渡しく下さい。

なお、補助金の請求及び受領について委任する場合については、補助金額の確定後、補助金の請求までに耐震対策に要する費用から補助金額を差し引いた金額を耐震診断事業者に支払っておく必要があります。

・受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必ず必要となりますので、必要事項を記入し、押印の上、「避難路沿道建築物耐震対策事業費補助金支払請求書」及び「耐震対策に要する費用から補助金額を差し引いた金額の領収書の写し」と併せて提出してください。